

## Gard Alert

### 米国コーストガード、海難報告に関する報告者の負担軽減へ

---

こちらは、英文記事「[US Coast Guard eases the burden of marine casualty reporting](#)」  
(2018年4月10日付)の和訳です。

米国コーストガード (USCG) が、海難事故としての報告が義務付けられる財産的損害の最低金額を引き上げるとを発表しました (2018年4月18日発効)。今後、海難事故の報告件数の減少と、薬物・アルコール検査を受ける船員数の減少が見込まれます。



「[US marine casualty reporting](#) (米国での海難事故報告)」 (2016年7月15日付 Gard Alert) に関連して、米国コーストガード (USCG) が2018年3月19日付で、海難報告義務が生じる財産的損害の最低金額に関する最終規則を発表しました。これにより、海難事故としての報告が義務付けられる財産的損害の最低金額、及び「重大海難事故 (SMI: serious maritime incident)」としての報告が義務付けられる財産的損害の最低金額が引き上げられることとなります。この最終規則は **2018年4月18日** に発効し、同日以降、[連邦規則集第46巻第4.05-1\(a\)\(7\)条 \(46 CFR 4.05-1\(a\)\(7\)\)](#) により海難事故としての報告が義務付けられる財産的損害額の最低金額が、これまでの25,000米ドルから75,000米ドルに引き上げられるほか、[連邦規則集第46巻第4.03-2\(a\)\(3\)条 \(46 CFR 4.03-2\(a\)\(3\)\)](#) により重大海難事故 (SMI) としての報告が義務付けられる財産的損害額の最低金額も、100,000米ドルから200,000米ドルに引き上げられます。重大海難事故 (SIM) については、改正後の最低金額である200,000米ドルを超える財産的損害が生じた場合には、従来と同様に薬物・アルコールの検査の実施義務が生じます。連邦官報 (Federal Register) ([整理番号 USCG-2016-0748](#)) に最終規則の全文が掲載されておりますのでご参照ください。

なお、連邦規則集第46巻第4.05-1条 (46 CFR 4.05-1) に定められるその他の海難事故 (座礁、橋梁への衝突、船舶操縦性の低下につながる損害、船舶の堪航性や航行・業務に影響を及ぼすような衝突、死亡事故、専門医療を要する負傷者の発生、重大な環境汚染など) については、財産的損害として生じたコストにかかわらず、引き続き報告義務がありますのでご注意ください。例えば船舶が橋梁に衝突した場合は、橋梁への衝突事故自体が報告すべき海難事故に該当しますので、衝突の結果として損害や汚染、負傷事故が生じているか否かにかかわらず報告が必要となります。

また、USCGによると、今回の規則改正に伴い、2016年に発表された様式 CG-2692 も一部変更されるということです。様式 CG-2692 の題名が変更されるほか、様式 CG-2692 の一部の規定が、新設の2つの付属書様式 (Addendum Form) に移設される予定です。

## 改正の背景

米国では法令上、危険な状況や特定の海難事故が生じた場合、船舶は直ちに USCG に報告しなければならないとされています。ただ、報告義務が生じる財産的損害額のドル建て最低金額を定めた元の法令は 1980 年代に制定されたもので、以後改定されていません。このため、報告義務が生じる最低金額には物価上昇分が反映されておらず、船舶の所有者と運航業者は、比較的軽微な事故でも報告しなければならない状況となっていました。また、元の法令では重大海難事故（SMI）が生じた場合、事故後に薬物・アルコールの検査の実施が義務付けられていたことから、船舶の所有者と運航業者は、元の法令が対象として想定していた事故ほど重大ではない事故においても、こうした検査を実施しなければなりませんでした。今回の改定により、今後はこうした船舶の所有者と運航業者の負担が減るほか、USCG が海難調査に費やすリソースも節約されることとなります。

## 推奨事項

米国を旗国とする船舶や米国水域を航行する船舶の関係者の皆様は、上記の最終規則を今一度ご確認のうえ、報告義務に関する最低金額の引き上げと新たな薬物・アルコール検査要件が、船舶の運航にどのような影響を与えるかをご検討いただき、必要に応じて船舶のポリシーや手順の見直しを行っていただきますようお願いいたします。また併せて、危険な状況や船上の事故が生じた場合直ちに USCG に報告する義務がある旨を関連する船員や管理担当者等に周知いただき、各船舶に最新版の報告書様式が備えられるよう徹底をお願いいたします。

事故が発生した場合に報告義務があるか否かは、事故の種類や事故発生の状況に応じて判断されますので、事故が発生すれば必ず報告義務が生じるわけではありません。このため、どのような場合に報告義務が生じるかについて簡潔に概要を説明することは難しいのが現状です。ただ、一般的に、[連邦規則集第 46 巻サブパート 4.05 \(46 CFR Subpart 4.05\)](#) に定められる「海難事故」の通知・報告義務よりも、[連邦規則集第 33 巻 160.216 \(33 CFR 160.216\)](#) に定められる「危険な状況 (hazardous conditions)」の報告義務の方が、かなり広範囲に適用されることとなります。例えば、船舶からの船員等の海中転落事故において、負傷や死亡は生じていないものの、輻輳海域で事故が発生したために操船に伴い危険な状況が生じるおそれがある場合などは、こうした例に該当します。

上記法令に関する追加のガイダンスや詳しい説明、様式 CG-2692 の最新版は、USCG のウェブサイト (<https://www.dco.uscg.mil>) からダウンロードいただけます (同ウェブサイトのメニューの *Our Organization > Assistant Commandant for Prevention Policy (CG-5P) > Inspections and Compliance (CG-5PC) > Office of Investigations & Casualty Analysis* の順に進んでダウンロードしてください)。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。